

号外

議論だより

おおたわら市

“題字は小林正勝議長”



平成21年7月15日

平成21年7月15日に開催された第5回大田原市議会臨時会において、深澤賢市議員、小野寺尚武議員に対する辞職勧告決議が可決されました。

辞職勧告決議文の全文を掲載いたします。

賛成者 大田原市議会議員 印南久雄
柳前前中印小小篠藤八引五十嵐 森花鈴井高小黒増小澤渕池
田田田川南林池崎田木地嵐塚木上西崎野利昭和久美子江治子雄
崇雄万雅好正清 紀英達孝泰直徳泰和利昭和久美子江治子雄
一郎作之男勝一博夫子雄夫久孝雄弘夫

議員案第五号

深澤賢市議員は、大田原市議員を辞職すべきであります。深澤議員は、自身が発行した機関紙の記事に起因し行われた議会公務において証言拒否等の法律違反行為を繰り返し行い、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号。以下「自治法」といいます。）第一百条第三項及び第七項違反が認定されたことにより議員資格が糾弾されたほか、自身が起こした過ち及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、厳肅な市民の信託を受けた公人、市議員としての説明責任を果たせないことに思いを致し、潔く大田原市議会議員を辞職しなければなりません。

(以下「議員倫理委員会」といいます。)は、深澤議員が発行した機関紙の記事に、事実と異なる記事及び市民に誤解を与えるない不適切な表現の記事が掲載されていたため、昨年九月、議員倫理条例第四条の規定に基づき有志議員より議員倫理審査請求書が提出され、同条例第五条の規定により設置されました。そして、同議員が議員倫理委員会において市政運営に重大な悪影響を及ぼす証言を行ったことから、それを糾明するため自治法第百条の規定に基づく大田原市議会議員倫理調査特別委員会(以下「議員倫理調査特別委員会」といいます。)が設置されたところであります。

深澤賢市議員に対する辞職勧告決議について